

# 高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止の届出 ( " )	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (5件) ( " )	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園上下水道課)	6

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第580号**  
生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。  
令和7年9月24日  
高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
高知調剤薬局や 香南市夜須町坪井25-3 すす店		令7・6・30
せんとう 歯科 安芸市矢ノ丸三丁目2番19号	〃	〃

**高知県告示第581号**  
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者

の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。  
令和7年9月24日  
高知県知事 濱田 省司

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和7年6月30日	高知調剤薬局株式会社 高知市相生町3番30号	高知調剤薬局やす店 香南市夜須町坪井25-3 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

**高知県告示第582号**  
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。  
令和7年9月24日  
高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
幡多郡大月町弘見字櫻ヶ谷山3789の1
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第583号**  
令和7年7月農林水産省告示第1122号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

- 令和7年9月24日  
高知県知事 濱田 省司
- 所在不明の森林所有者
    - ア 登記簿記載の住所  
吾川郡伊野町勝賀瀬1552番地  
イ 氏名  
伊藤 正久
    - ア 登記簿記載の住所  
吾川郡三瀬村勝賀瀬87番屋敷  
イ 氏名  
伊藤 鉄次
    - ア 登記簿記載の住所  
高知市中久万292番地14  
イ 氏名  
伊藤 秀誠
    - ア 登記簿記載の住所  
高知市中万々96番地27  
イ 氏名  
伊藤 茂富
    - ア 登記簿記載の住所  
吾川郡伊野町勝賀瀬618番地  
イ 氏名  
浜田 悦穂
    - ア 登記簿記載の住所  
東京都世田谷区千歳台二丁目46番9号  
イ 氏名  
浜田 圭郎
    - ア 登記簿記載の住所  
吾川郡伊野町勝賀瀬612番地  
イ 氏名  
濱田 綾子
    - ア 登記簿記載の住所  
吾川郡いの町勝賀瀬4582番地  
イ 氏名  
伊藤 功
    - ア 登記簿記載の住所  
吾川郡伊野町勝賀瀬1552番地  
イ 氏名  
浜田 正久
    - ア 登記簿記載の住所  
吾川郡いの町勝賀瀬4582番地  
イ 氏名  
伊藤 静
    - ア 登記簿記載の住所  
吾川郡三瀬村勝賀瀬1545番地

<p>イ 氏名 伊藤 栄太郎 (12)ア 登記簿記載の住所 吾川郡三瀬村勝賀瀬1545番地</p> <p>イ 氏名 伊藤 貞 (13)ア 登記簿記載の住所 吾川郡三瀬村勝賀瀬103番屋敷</p> <p>イ 氏名 伊東 祐馬 (14)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町勝賀瀬1429番地</p> <p>イ 氏名 伊東 祐久 (15)ア 登記簿記載の住所 高知市薊野北町三丁目8番13号 セジュールAZON O・A棟102</p> <p>イ 氏名 阿佐 由香 (16)ア 登記簿記載の住所 東京都中野区丸山一丁目9番8号</p> <p>イ 氏名 大木 佳代子 (17)ア 登記簿記載の住所 吾川郡三瀬村勝賀瀬</p> <p>イ 氏名 伊東 利太郎 (18)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉甲1382番地2</p> <p>イ 氏名 伊東 志津雄 (19)ア 登記簿記載の住所 吾川郡三瀬村勝賀瀬155番屋敷</p> <p>イ 氏名 高橋 金太郎 (20)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町3056番地い</p> <p>イ 氏名 弘田 只須 (21)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町勝賀瀬1418番地</p> <p>イ 氏名 高橋 正雄 (22)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町勝賀瀬1547番地1</p>	<p>イ 氏名 伊藤 功 (23)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町勝賀瀬1547番地2</p> <p>イ 氏名 伊藤 功 (24)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町勝賀瀬1059番地12</p> <p>イ 氏名 藤村 眞智子</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾川郡いの町勝賀瀬字勝賀瀬山3604の2、3604の14から3604の46まで、3604の52から3604の64まで、3604の69から3604の81まで、3604の90から3604の96まで、3605の2、3605の4、3605の5、3606の1、3606の3、3607の1から3607の4まで、3611の7、3611の8、3611の15、3611の16 (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養 (3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第584号</b> 令和7年7月農林水産省告示第1123号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和7年9月24日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川新別1316番地</p> <p>イ 氏名 岡林 茂 (2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別1813番地</p> <p>イ 氏名 國友 徳馬 (3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村柳野2269番イ号地</p> <p>イ 氏名 岡林 福次 (4)ア 登記簿記載の住所 香美郡赤岡町1428番地3</p>	<p>イ 氏名 筒井 準</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾川郡いの町小川新別字坂本2167、2171から2174まで、宇小倉川向2037の1、2037の2、2038の1、2038の2、2039の2、2041、2042の1、2042の4から2042の6まで、2044の1、2044の3から2044の6まで、2045の1、2045の3、2045の4、2046から2053まで、2054の1、2056から2058まで、2059の1から2059の3まで、2061の1から2061の4まで、2062、2064の2 (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養 (3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第585号</b> 令和7年7月農林水産省告示第1124号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を越知町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和7年9月24日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町佐之国耕1719番地</p> <p>イ 氏名 岡本 静子 (2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村470番屋敷</p> <p>イ 氏名 山城 貞吾郎 (3)ア 登記簿記載の住所 高岡郡松葉川村米奥30番下1番戸</p> <p>イ 氏名 奥宮 良吉 (4)ア 登記簿記載の住所 東京都港区南四丁目5番7号</p> <p>イ 氏名 辻 洋 (5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知乙107番地</p> <p>イ 氏名 森岡 忠利</p>
---	--	---

(6)ア 登記簿記載の住所 東京都目黒区中目黒二丁目3番2号 イ 氏名 平石 守	高岡郡越知町佐之国耕2546番地 イ 氏名 岡本 光男	3969、3970の1、3970の2、3971の1、3971の2、字上エダバ3972、3973、字上エ子ワラビ5048から5061まで、字大迫3984、3987から3990まで、3992、3993、3998から4000まで、字畑頭3917、3918、字茂亘白鳴4477、4479から4486まで、字木戸ノ本3939、3940、字子ハラビ畝5047の1、5047の2
(7)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲2492番地 イ 氏名 大川口 里野	(18)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町佐之国耕1696番地 イ 氏名 山下 宏	(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
(8)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲1946番地 イ 氏名 森岡 満	(19)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町乙2164番地 イ 氏名 岡本 元衛	(3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
(9)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町山室耕391番地 イ 氏名 西森 繁益	(20)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村佐之国耕1795番地 イ 氏名 山下 保	<b>高知県告示第586号</b> 令和7年7月農林水産省告示第1125号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和7年9月24日 高知県知事 濱田 省司
(10)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕947番地 イ 氏名 岡村 知則	(21)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲2493番地 イ 氏名 松岡 美和	1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村古江 イ 氏名 筒井 徳治
(11)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕753番地 イ 氏名 岡村 豊延	(22)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村南ノ川耕906番地 イ 氏名 岡村 武善	(2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村古江 イ 氏名 田岡 浅次
(12)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町乙1932番地4 イ 氏名 岡村 一重	(23)ア 登記簿記載の住所 安芸郡奈半利町乙4003番地 イ 氏名 竹内 知賀子	(3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙3724番地 イ 氏名 川村 寅之助
(13)ア 登記簿記載の住所 大阪府高槻市津之江町二丁目12番32号 イ 氏名 田丸 和野	(24)ア 登記簿記載の住所 高知市石立町23番地4 イ 氏名 西森 好明	(4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙4108番地 イ 氏名 筒井 盛栄
(14)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕947番地 イ 氏名 岡村 勢喜	(25)ア 登記簿記載の住所 高知市石立町23番地4 イ 氏名 西森 美佐恵	(5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡いの町上八川古江 イ 氏名 西内 清次
(15)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲2039番地 イ 氏名 岡村 直隆	(26)ア 登記簿記載の住所 高岡郡椿原町越知面105番屋敷 イ 氏名 熊田 亀吉	(6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙3376番地 イ 氏名 和田 恒幸
(16)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕904番地 イ 氏名 岡村 則顕	2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高岡郡越知町佐之国字灰首4515、4516、4519、字祈禱畝3929から3932まで、字銀平ヶ内4471、4473、4474の1、4474の2、4475、字穴ノ峠3964の1、3964の2、3965の1、3965の2、3966の1、3966の2、3967の1、3967の2、3968、	(7)ア 登記簿記載の住所 安芸市宝永町472番地1 ピースハウスM302号
(17)ア 登記簿記載の住所		

<p>イ 氏名 鳴崎 雄史 (8)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川丙4108番地</p> <p>イ 氏名 筒井 信之 (9)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙1824番地</p> <p>イ 氏名 山内 隆喜 (10)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙2558番地</p> <p>イ 氏名 筒井 福満 (11)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙1390番地</p> <p>イ 氏名 植木 久万次 (12)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村津賀谷</p> <p>イ 氏名 植木 勢喜 (13)ア 登記簿記載の住所 神戸市葺合区旗塚通一丁目11番地</p> <p>イ 氏名 筒井 善寛 (14)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙2563番地</p> <p>イ 氏名 筒井 清喜 (15)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙1980番地</p> <p>イ 氏名 田岡 満子 (16)ア 登記簿記載の住所 高知市神田1433番地20</p> <p>イ 氏名 隅田 輝寿 (17)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙1419番地</p> <p>イ 氏名 植木 近浪 (18)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙3453番地</p> <p>イ 氏名</p>	<p>川村 金次 (19)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村古江29番屋敷</p> <p>イ 氏名 西内 久松 (20)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村古江2番屋敷</p> <p>イ 氏名 筒井 蓑助 (21)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村古江43番屋敷</p> <p>イ 氏名 和田 朋之 (22)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙3471番地</p> <p>イ 氏名 和田 朋之 (23)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙3015番地</p> <p>イ 氏名 高橋 福太郎 (24)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙2445番地</p> <p>イ 氏名 筒井 初瀬 (25)ア 登記簿記載の住所 高知市八百屋838番地</p> <p>イ 氏名 小松 牛次</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾川郡いの町上八川上分字ウエトチ9814、9815、9817、9818、字エボシ9719、字カドリノ森9624、9625の1、9625の3、字コヲ子ン9820、9821、字シノベガタニ9724、9725、字スゲノクボ9649、9661、9662の1、9662の2、9663の1、9663の2、9664、9665、9668から9675まで、9678、9681、9684、字トチダニ9858、9861から9863まで、字ヤゲンザコ9808、9809の1、9809の2、字ヲゴシ9811、9812、字ヲゴシガモリ9813、字岩屋峪9685、9688、9691から9694まで、9698から9700まで、9703、9704、9705の1から9705の5まで、字大隅9717、9718、字樽ノ上9707、9708、9710、9713から9715まで、字八子ヅリ2872</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件</p>	<p>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第587号</b> 令和7年7月農林水産省告示第1126号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を佐川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和7年9月24日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村 イ 氏名 岡村 兼太郎 (2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村 イ 氏名 岡村 喜六 (3)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村古畑耕280番地 イ 氏名 岡村 春 (4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村 イ 氏名 岡村 米次 (5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村 イ 氏名 岡村 金次 (6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村 イ 氏名 岡村 初太郎 (7)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村 イ 氏名 和田 亀太郎 (8)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村 イ 氏名 和田 徳次郎 (9)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村</p>
--	---	---

イ 氏名 西森 丑之助 (10)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村古畑耕484番地	和田 喜蔵 (21)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀川町川渡333番地 5 川渡教職員住宅 5号	(32)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町古畑耕210番地
イ 氏名 西森 佐津 (11)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村	イ 氏名 寺川 顕 (22)ア 登記簿記載の住所 須崎市浜町二丁目 4番20号	イ 氏名 岡村 柳作 (33)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町
イ 氏名 西森 弥平 (12)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町庄田414番地 2	イ 氏名 山崎 凱彦 (23)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町横畠東226番地	イ 氏名 岡村 音次 (34)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町
イ 氏名 西川 隆 (13)ア 登記簿記載の住所 香川県高松市高松町1447番地38	イ 氏名 西森 康子 (24)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村松ノ木38番屋敷	イ 氏名 西森 喜造 (35)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町
イ 氏名 西森 靖徳 (14)ア 登記簿記載の住所 高知市西新屋敷100番地 6	イ 氏名 西森 達次 (25)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町	イ 氏名 西村 福太郎 (36)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町
イ 氏名 森本 三郎 (15)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町乙2465番地 1	イ 氏名 和田 惣七 (26)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町	イ 氏名 岡村 卯太郎 (37)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町
イ 氏名 三宮 美代子 (16)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村264番屋敷	イ 氏名 和田 梅次 (27)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町	イ 氏名 岡村 銀太郎 (38)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町
イ 氏名 西森 秀利 (17)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町永野2313番地	イ 氏名 和田 伊之平 (28)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町	イ 氏名 西森 音次 (39)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町
イ 氏名 明神 勇喜 (18)ア 登記簿記載の住所 高岡郡尾川村297番屋敷	イ 氏名 山本 伝右衛門 (29)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町	イ 氏名 岡村 寅次 (40)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町
イ 氏名 西森 達次 (19)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町	イ 氏名 岡村 初次 (30)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町	イ 氏名 岡村 初太郎 (41)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町
イ 氏名 西村 弥平 (20)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町	イ 氏名 岡村 吉弥 (31)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町	イ 氏名 和田 作吾 (42)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町峰耕506番地
イ 氏名	イ 氏名 岡村 達次	イ 氏名 山本 喜馬太郎 (43)ア 登記簿記載の住所

<p>高岡郡佐川町古畑耕481番地</p> <p>イ 氏名 和田 寿温</p> <p>(44)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町古畑36番屋敷</p> <p>イ 氏名 山本 茂利次</p> <p>(45)ア 登記簿記載の住所 京都府長岡京市高台三丁目10番地1</p> <p>イ 氏名 片岡 隆</p> <p>(46)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町中組836番地</p> <p>イ 氏名 邑田 広光</p> <p>(47)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町中組836番地</p> <p>イ 氏名 邑田 梅子</p> <p>(48)ア 登記簿記載の住所 高知市福井町1455番地 シャーメゾン・ブランB棟102</p> <p>イ 氏名 明神 直也</p> <p>(49)ア 登記簿記載の住所 高知市福井町1455番地</p> <p>イ 氏名 明神 直也</p> <p>(50)ア 登記簿記載の住所 高知市瀬戸東町三丁目123番地</p> <p>イ 氏名 松岡 勇一</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高岡郡佐川町古畑字イナイ3124の1から3124の3まで、3125から3127まで、字イナイ山1857の1から1857の3まで、1859、3113の1から3113の6まで、字カラ川口1971の1から1971の6まで、3220の1から3220の6まで、字キレタワ1891の1、1891の4、1891の6から1891の12まで、1892の1から1892の3まで、1893、3136の1、3136の2、3137から3139まで、字クシダキ3106の1から3106の3まで、3107から3111まで、3112の1、3112の2、字シテカナロ1967、1968の1、1968の2、1969、1970、3208の1、3209の1、3210の1、3211、3214の1から3214の7まで、字シラクヅレ1976の1から1976の5まで、字シラザレ3081、3082、3087から3089ま</p>	<p>で、字シリダカ1918の1から1918の5まで、3179の1、3179の2、3180の1、3180の2、3181の1から3181の3まで、3182、3183、3184の1、3184の2、3185の1、3185の2、字タカノス1901の1から1901の4まで、1901の6、1901の7、1905、1906の1、1906の3、1906の4、3152、3153、3157、字トイノクチ3140、3141の1から3141の3まで、3141の5、3141の6、3142、3143、字ナベラ谷1931の1から1931の4まで、1931の6、1931の7、3200から3203まで、字ハリメギオコ1981の1、1981の3、1981の4、1982の2から1982の6まで、字マキノ谷1916の1、1917の1から1917の5まで、3177、3178、字マツ畝1980の1から1980の3まで、1980の5、1980の7、1980の10、3227、字モエモンガマ3130の1から3130の8まで、字ワカガヘナ1900の1、1900の2、1900の9、1900の18、3151、字ワンドラ1856の1、1856の2、3091、3092、3095、3096、3098、3099、3101、3102、3104、字ヲノスミ1983の1、1983の4、1983の5、1984の2から1984の5まで、1985の1、1985の5、3231の1、3231の2、3232の1から3232の4まで、字御蔵ヶ谷1923の1、1923の2、3198、字三本松1974の1、1974の2、3223の1から3223の3まで、字子デレキ1934の1、1934の2、3204の1、3204の2、3204の3、3205、3206、3207の1から3207の3まで、字十郎1907の1、1907の2、1908、3159、字上ハ岸3215から3217まで、字水ハ女1896の1、1896の2、1896の5、1896の6、1896の9、1896の10、1898の2、1899の1、1899の3から1899の8まで、字赤ツエ3169の1から3169の4まで、3170、3171、3172の1から3172の3まで、3173、3174の1、3174の2、3175の1から3175の3まで、字中ノ谷1919の1から1919の5まで、1921の1、1921の2、1922の1から1922の3まで、3187、3188の1から3188の3まで、字二本国3064の1から3064の3まで、3065の1、3065の2、3066の1、3066の2、3067の1から3067の3まで、3068、3069、3074、3075、3076の1、3076の2、3077の1、3077の2、3078、3079の1、3079の2、3080、字入道1894の1、1894の3から1894の6まで、1894の8から1894の10まで、3150、字墓ヶ谷1909の1、1915の1、1915の2、3176の1、3176の2、字六ツデ3160の1から3160の3まで、3161から3163まで、3165の1、3167の1から3167の4まで、3168の1から3168の3まで</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 水源<small>かん</small>の涵養</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第588号</b> 都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定によ</p>	<p>り都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和7年9月24日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 施行者の名称 高知市</p> <p>2 都市計画事業の種類及び名称 昭和45年6月高知県告示第267号高知広域都市計画下水道事業(高知市公共下水道)</p> <p>3 事業施行期間 昭和45年6月2日から令和9年3月31日まで</p> <p>4 事業地 (1) 収用の部分 令和7年4月高知県告示第303号の事業地に、高知市中久万字七日田及び棧橋通六丁目地内を加える。 (2) 使用の部分 変更なし</p>
---	---	--